

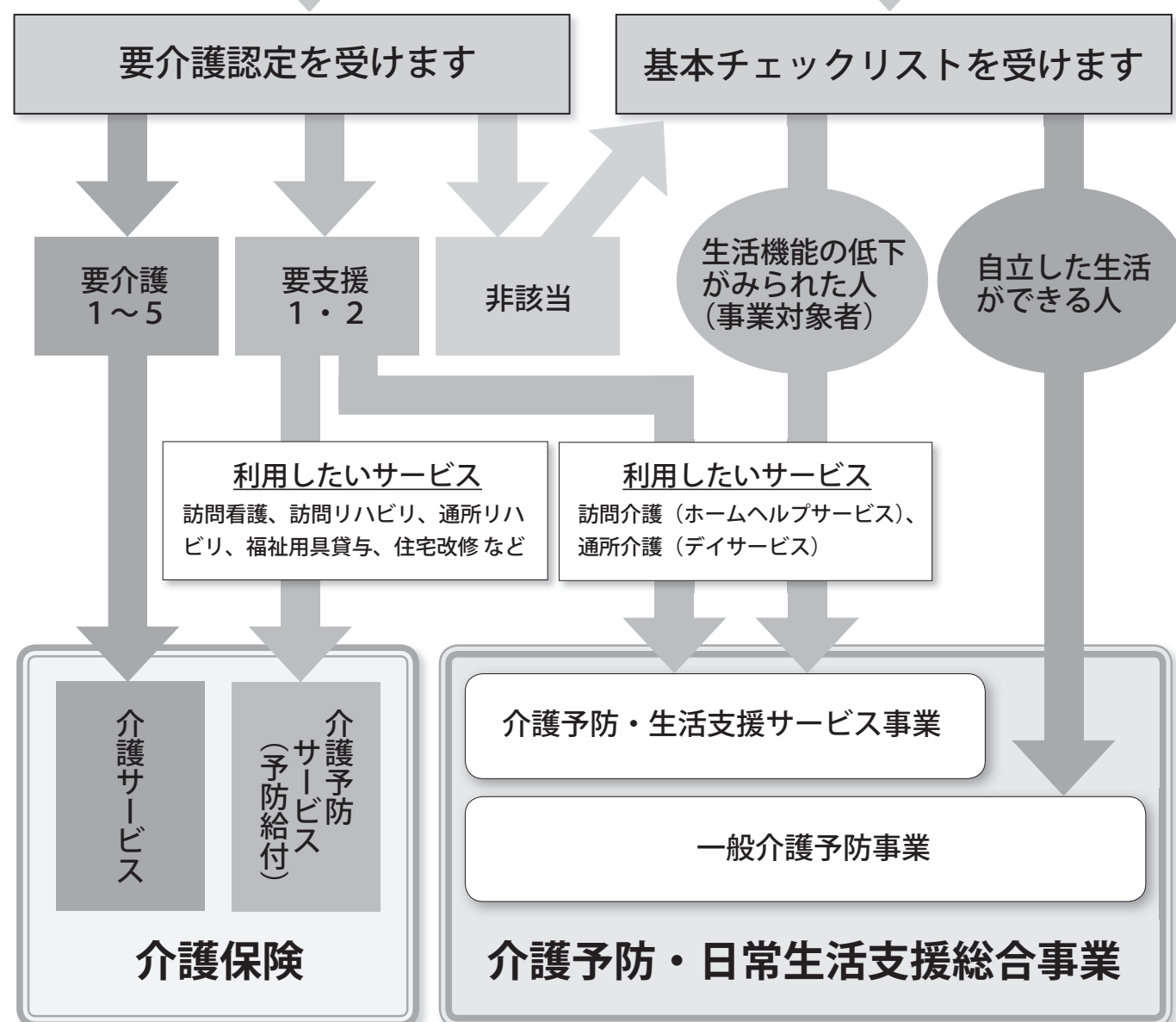
介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ

日常生活を送る上で不都合なこと、困ることが出てきたら、介護に関するサービス・支援の利用を検討しましょう。必要な支援などの度合いによって、受けられるサービスが異なります。



まずは、地域包括支援センターにご相談ください

事業の利用を希望する 65 歳以上の人は、地域包括支援センターまたはいきいき長寿課にご相談ください。その人の身体状況や利用したいサービスなどを踏まえながら、要介護認定・基本チェックリストを受けていただきます。



※介護予防・日常生活支援総合事業利用中でも、身体状況の変化によって要介護申請をすることができます。

※介護予防サービス（予防給付）とは、介護認定により「介護の必要はないが、日常生活の一部に支援が必要」と認定された人が利用できる介護保険サービスです。このサービスを利用することで、身体機能の維持・向上を目指します。

介護予防・

日常生活支援総合事業

が始まります



関いきいき長寿課 ☎0869-26-5948

関地域包括支援センター ☎0869-24-0001

■総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、65歳以上の市民を対象に、その人の状態や必要性に合わせた各種サービスを提供する市の事業です。

総合事業には、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」と、介護保険で要支援に認定された人や基本チェックリストで対象と判定された人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」があります。

現在、介護保険で要支援1・2の人が利用している介護予防サービス（予防給付）のうち、訪問介護および通所介護サービスを、平成29年4月から総合事業の訪問型および通所型サービスへ移行します。訪問介護および通所介護以外の要支援者に対する介護予防サービス（訪問看護、福祉用具貸与など）は、これまでと変わらず「予防給付」によるサービスを提供します。

▽介護予防・生活支援サービス事業の内容

種類	内容
訪問型サービス	介護予防訪問 現在の介護予防サービス（予防給付）と同等のサービス
	手助け訪問 生活支援（掃除や洗濯、調理など）のみ
	ささえあい訪問 無償ボランティアによるサービス
通所型サービス	介護予防 デイサービス 現在の介護予防サービス（予防給付）と同等のサービス
	元気アップデイ 運動プログラムを中心に生活機能の回復を目指す

■介護予防・生活支援サービス事業

▽対象者

- ・要支援1・2の人
- ・基本チェックリストで対象と判定された人（事業対象者）

制度自体は4月からの開始ですが、現在サービスを利用中の人は、4月以降の介護認定更新時から総合事業のサービスへ移行します。

■一般介護予防事業

▽対象者

65歳以上のすべての人

▽内容

はつらつ教室（はつらつO B会など）

地域のコミュニティなどを活用し、家に閉じこもりがちにならないように、同年代の人々とのふれあい、転倒予防体操などを通して、生きがいのある生活を応援します。

その他、利用者の多様なニーズに応えられるよう、健康な高齢者を含む地域住民やボランティア団体などの多様な主体によるサービスを順次整備していきます。

サービスの利用を希望する人は、地域包括支援センターまたはいきいき長寿課にご相談ください。

現在、介護予防サービス（予防給付）を利用中の人は、担当のケアマネジャーにご相談ください。